

岐阜観光コンベンション協会観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が、11月1日から翌年4月19日までの期間（以下「オフシーズン」という。）に長良川や船文化への親しみの心を醸成し鵜飼への乗船に繋げるとともに、オフシーズンにおける岐阜市観覧船（以下「観覧船」という。）の利用促進を図るため、イベント等を含む旅行企画などで観覧船を活用する事業者に対する支援として予算の範囲内において行う観覧船の民間活用推進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、観光庁長官又は都道府県知事登録旅行者及び都道府県知事登録旅行サービス手配業者であり、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 前2号に規定する者と密接な関係を有する者。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、以下の要件の全てを満たす旅行商品を催行する事業とする。

- (1) オフシーズンにおいて、観覧船を1隻以上貸切利用する旅行商品
 - (2) 別表1に掲げるチラシ等を作成し、販売する旅行商品
- 2 この要綱に定める補助金以外の補助金等（この要綱と同一の目的で、国、地方公共団体から交付されるものに限る。）が併給されないものであること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の区分、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、観覧船の民間活用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、協会理事長（以下「理事長」という。）に対して、補助対象事業を催行する日の1か月前までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、観覧船の民間活用推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかにその決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

第7条 申請者は、補助金交付決定後において、やむを得ない事情により補助対象事業を中止しようとする場合又は補助対象事業を変更（理事長が認める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ観覧船の民間活用推進事業中止（変更）申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、観覧船の民間活用推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、速やかにその変更決定の内容を当該申請者に通知

するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業に係る関係書類を整備しておくとともに、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しておかなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに観覧船の民間活用推進事業実績報告書(様式第5号)に、別表3の左欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表の右欄に定める提出書類その他理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、観覧船の民間活用推進事業補助金確定通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、前条の規定による確定の通知を受けたときは、速やかに観覧船の民間活用推進事業補助金交付請求書(様式第8号)を理事長に提出することにより、補助金の交付の請求をしなければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 理事長は、補助金の(変更)交付の決定を受けた者が、補助対象事業に関して次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 第2条各号のいずれかに該当することが判明したとき

2 第6条及び第7条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第13条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第14条 理事長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助金の交付の決定を受けた者に対してその理由を示さなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。

別表1 補助対象事業となる旅行商品（第3条関係）

項目	要件
チラシ等の名称	岐阜市を連想されるフレーズを使用すること
仕様	(1) A4版、フルカラー (2) 表面に「協力：(公財)岐阜観光コンベンション協会」と表記すること
発行部数	1万部以上を発行すること
Webサイトの掲載	印刷されたチラシの他に、Webサイトにおいて、①デジタルチラシ又は、②PDF等を掲載すること

別表2（第4条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額
広告料	チラシ等の作成経費（取材、デザイン、編集、校正、印刷、デジタルチラシ等の掲載費用）	補助対象経費額以内	1旅行商品当たり20万円。ただし、1社につき2旅行商品まで。
集客奨励		観覧船乗船者（添乗員を除く）1人当たり500円	1旅行商品当たり10万円

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を減じた額とする。
- 2 補助金の区分ごとの補助金額を合計して得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表3（第9条関係）

補助金の区分	提出書類
広告料	(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表（様式第6号） (2) チラシ等5部、Webサイトにおけるデジタルチラシの写しなどの広告物（「協力：(公財)岐阜観光コンベンション協会」の記載のあるもの） (3) チラシ等の印刷経費及び印刷部数が明示された印刷請求書（写）等
集客奨励	(1) 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表（様式第6号）

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 村瀬 幸雄

(申請者)
所在地
名称
代表者名 印
旅行業登録番号

観覧船の民間活用推進事業補助金交付申請書

岐阜観光コンベンション協会観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業の名称 (ツアー名称等)	
補助金の交付申請金額	円 (①+②)
	<p>【内訳等】</p> <p>① 広告料 _____ 円 (上限 20 万円)</p> <p>◆旅行商品販売期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()</p> <p>◆広告媒体 <input type="checkbox"/> チラシ (発行部数: _____ 部) <input type="checkbox"/> Web サイト (URL: _____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)</p> <p>② 集客奨励 _____ 円 (上限 10 万円) @500 円 × 観覧船乗船予定人数 _____ 人</p> <p>◆催行日ごとの観覧船乗船予定人数</p> <p>1) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 2) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 3) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 4) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 5) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 6) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 7) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 8) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 9) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人 10) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 人</p>
添付書類	<p>1 旅行商品行程表 2 参加者負担金を明示した旅行商品経費見積書 3 旅行業登録票の写し 4 その他</p>

【担当者名および連絡先】

部署名 _____ 担当者名 _____
 連絡先 Tel: _____ Fax: _____ Email: _____

様

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 村瀬 幸雄

観覧船の民間活用推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、岐阜観光コンベンション協会観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助対象事業の名称 (ツアー名称等)	
補助金の交付決定金額	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (@500円 × 人)
交付の条件	1 補助事業の実施にあたっては、観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。 2 補助対象事業の執行方法が不適当な場合には、補助金の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。 3 補助対象事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。
備考	理事長が必要と認めたときは、監査、調査等を行うことがあります。

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 村瀬 幸雄

(申請者)
所在地
名 称
代表者名 印
旅行業登録番号

観覧船の民間活用推進事業中止（変更）申請書

岐阜観光コンベンション協会観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

交付決定通知日	年 月 日
補助対象事業の名称 (ツアー名称等)	
補助対象事業の 変更の内容	
変更(中止)の理由	
変更(中止)の年月日	年 月 日 (予定)
添付書類	

様

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 村瀬 幸雄

観覧船の民間活用推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで事業中止(変更)申請のあった補助金の交付については、次のとおり変更交付決定したので、岐阜観光コンベンション協会観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助対象事業の名称 (ツアー名称等)	
補助金の既交付 決定金額	円 【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (@500円 × 人)
補助金の変更 交付決定金額	円 【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (@500円 × 人)
交付の条件	1 補助事業の実施にあたっては、観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。 2 補助対象事業の執行方法が不適当な場合には、補助金の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。 3 補助対象事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。
備考	理事長が必要と認めたときは、監査、調査等を行うことがあります。

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 村瀬 幸雄

(申請者)
所在地
名称
代表者名 印
旅行業登録番号

観覧船の民間活用推進事業実績報告書

岐阜観光コンベンション協会観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定通知日	年 月 日
補助対象事業の名称 (ツアー名称等)	
補助対象事業の 完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定金額	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (@500円 × 人)
添付書類	1 観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績表(様式第6号) <広告料補助がある場合は下記も添付> 2 募集に際して作成したチラシ等5部、Webサイトにおけるデジタルチラシの写しなどの広告物(「協力:(公財)岐阜観光コンベンション協会」と記載のあるもの) 3 チラシ等の印刷経費及び印刷部数が明示された印刷請求書(写)

観覧船の民間活用推進事業広告等及び集客実績

補助対象事業の名称
 (ツアー名称等) _____

1 広告等実績

発行部数	部
販売期間	年 月 日 ~ 年 月 日
掲載URL	※デジタルチラシ又はPDF等を掲載したWebサイトのURLをご記入ください。

2 集客実績

通番	催行年月日	参加者数	うち観覧船乗船者数
1	年 月 日	人	人
2	年 月 日	人	人
3	年 月 日	人	人
4	年 月 日	人	人
5	年 月 日	人	人
6	年 月 日	人	人
7	年 月 日	人	人
8	年 月 日	人	人
9	年 月 日	人	人
10	年 月 日	人	人
計	催行日数 日	人	人

様

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 村瀬 幸雄

観覧船の民間活用推進事業補助金確定通知書

年 月 日付で(変更)申請のあった補助金の交付については、次のとおり補助金の額を確定したので、岐阜観光コンベンション協会観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

(変更)交付決定通知日	年 月 日
補助対象事業の名称 (ツアー名称等)	
補助金の(変更)交付 決定金額	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (@500円 × 人)
補助金の確定金額	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (@500円 × 人)

様式第8号(第11条関係)

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 村瀬 幸雄

(申請者)
所在地
名称
代表者名 印
旅行業登録番号

観覧船の民間活用推進事業補助金交付請求書

岐阜観光コンベンション協会観覧船の民間活用推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

補助対象事業の名称 (ツアー名称等)	
補助金の請求金額	円
	【内訳】 ◆広告料 円 ◆集客奨励 円 (@500円 × 人)
振込先金融機関名	銀行・信用金庫 本店 信用組合・農協 支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)